

上里町町制施行 50 周年記念協賛事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町内外に上里町町制施行 50 周年を広く発信し、盛り上げるため、各団体が実施する事業に対する上里町町制施行 50 周年記念協賛事業（以下「協賛事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第 2 条 協賛事業として承認する事業は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に次条に規定する団体が主催する事業で、町制施行 50 周年記念を広く周知及び啓発できる事業かつ地域振興、国際交流、産業、観光、文化芸術及びスポーツの振興に役立つものとする。ただし、次のいずれかに該当するものは対象としない。

- (1) 特定の個人、団体等を対象とするもの
- (2) 政治的又は宗教的目的を有するもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 営利を主たる目的とするもの
- (5) その他協賛事業とすることが不相当であると町長が認めるもの

(対象団体)

第 3 条 協賛事業の対象団体は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公共的団体又は法人格を有する団体
- (2) 町民福祉の向上発展に寄与する事業を行うことを主たる目的とする団体で、次に掲げる要件を満たすもの
 - ア 規約、会則等を定め、団体意思が明確なもの
 - イ 活動実績を有し、事業等の遂行能力を有するもの
- (3) その他町長が特に適当と認められるもの

(協賛内容)

第 4 条 次条の規定により協賛事業の承認を受けた対象団体は、次に定める事項を行うことができる。

- (1) 協賛事業での名義使用
- (2) 町制施行 50 周年ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用
- (3) 啓発用のぼり旗の貸出
- (4) その他協賛事業に係る周知

2 前項第 1 号の名義及び第 2 号のロゴマーク及びキャッチフレーズは、別表のとおりとする。

(承認手続)

第5条 協賛事業の承認を受けようとする対象団体は、上里町町制施行50周年記念協賛事業承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を上里町町制施行50周年記念協賛事業承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による承認をする場合において、町長は必要な条件を付することができる。

（承認内容の変更）

第6条 前条により承認を受けた者が、承認内容を変更し、又は中止しようとするときは、上里町町制施行50周年記念協賛事業承認事項変更(中止)届出書（様式第3号）により、直ちに町長に届出なければならない。

（承認の取消し）

第7条 町長は、次のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

（1）申請内容又は添付書類に虚偽があると認められるとき。

（2）承認後に、第2条及び第3条の規定に該当しないことが判明したとき。

（3）町長が特に承認を取り消す必要があると認めるとき。

2 前項の規定により承認を取り消した場合において、申請者に損害が生じても町長はその損害の責めを負わない。

（実施報告）

第8条 協賛事業の承認を受けた対象団体は、当該事業終了後、速やかに上里町町制施行50周年記念協賛事業実施報告書（様式第4号）により、町長に報告しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に規定するもののほか、協賛事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定の適用については、この要綱が失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条）

名義 （上里の文字を省略可）	上里町制施行 50 周年
	上里町制施行 50 周年記念
	上里町制施行 50 周年記念事業
町制施行 50 周年ロゴマーク	カラー版（背景色の指定なし） 
	モノクロ版（背景色の指定なし） 
	単色版（ロゴ色及び背景色の指定なし） 
	白抜き（背景色の指定なし） 
キャッチフレーズ	“わ” のあるまち かみさと ～人の和、まち輪、未来へつながる 50 年～